

# 重要事項説明書（訪問看護サービス）

＜ 令和 7年3月1日現在 ＞

利用者様に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 永仁会
主たる事務所の所在地	埼玉県入間市大字小谷田1258番地1
法人種別	医療法人
代表者名	石田二郎
電話番号	04-2934-5050

## 2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ハート訪問看護ステーション
指定番号	1162890036
指定を受けている居宅介護サービス種類	訪問看護 及び 介護予防訪問看護
管理者	青木 絵理
所在地	埼玉県入間市大字小谷田1262番地1 富士会館内
電話番号	04-2968-9831
FAX番号	04-2934-6060
サービス提供実施地域	入間市 所沢市 狭山市 飯能市

## 3. 事業の目的、運営方針

事業の目的	ご利用者様に対して、看護サービスを提供し、居宅においてご利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。
運営の方針	24時間体制で、ご利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員確保、教育指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重し、地域保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

## 4. ご利用事業所の職員体制

事業所の従業者の職種	勤務の体制
看護師	常勤 5名、非常勤 7名 24時間緊急連絡対応：1名以上
PT・OT	常勤 1名、非常勤 2名
事務員	常勤 1名

## 4. 営業時間

営業日	月曜日 ~ 金曜日（土日・祝祭日・年末年始を除く）
営業時間	午前 8:30 ~ 午後 5:00

## 5. サービスの内容

医師の指示に基づき、以下サービスを実施します。

- ① 症状・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- ③ 食事・排泄等日常の援助
- ④ 褥瘡の予防・処置、体位交換
- ⑤ 認知症患者の看護
- ⑥ カテーテル等の管理
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導や助言
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ その他医師の指示による処置

## 6. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。

またご家族様の緊急連絡先に連絡いたします。

## 7. 事故発生時の対応

事故（身体的事故、利用者の所有物損壊等）に関する苦情の場合は、適切な事故処理、医療的処置等を行う一方、事故の内容によって、主治医や損害保険会社への報告、担当の介護支援専門員や行政等関係機構への連絡等を図り、必要な処置を講じます。

受け付けた苦情、対応した事故について、状況に応じたご利用者様やご家族および居宅介護支援事業者への対応は次のとおりです。

- ① 十分な説明
- ② 管理者による謝罪
- ③ 面談または文書による再発防止策の提示
- ④ 損害賠償（事業者の責めに帰すべき理由がある場合）等その他必要な処置

対応後、経過記録を利用者台帳、苦情・事故受付処理簿に記載し、再発防止に役立てます。

## 8. 苦情申立窓口

ご利用事業所の相談窓口	事業所名	ハート訪問看護ステーション
	ご利用時間	午前 8:30 ~ 午後 5:00
	ご利用方法	電話 04-2968-9831
入間市役所	担当課	福祉部高齢者福祉課
	ご利用方法	電話 04-2964-1111（代表）
埼玉県国民健康保険 団体連合会	担当名	介護サービス苦情相談窓口
	ご利用方法	電話 048-824-2568

9. 訪問看護基本料金表（介護保険適用）

令和6年6月1日改定版

<保険単位と基本利用料> 地域区分単価 1単位=10.42円（6級地）

\* 負担額の計算方法 報酬単位×地域区分単価（10.42）=A（小数点以下切り捨て）

A×0.9（1割負担の場合）=B（負担割合が2割の方は0.8・3割の方は0.7をかけて下さい）

い）

【要介護】1割または所得によって2割・3割になります。

	単位数	費用額 (10割)	利用負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護 I 2（30分未満）	471単位	4,907円	328円	655円	982円
訪問看護 I 3（30分以上60分未満）	823単位	8,575円	491円	982円	1,473円
訪問看護 I 4（60分以上90分未満）	1,128単位	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円
* 訪問看護 I 5・2超（1回20分×3）	795単位	8,283円	829円	1,657円	2,485円
看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位	5,731円	574円	1,147円	1,720円
看護体制強化加算（Ⅱ）	200単位	2,084円	209円	417円	626円
サービス体制強化加算 （訪問1回につき算定）	6単位	62円	7円	13円	19円

【要支援】1割または所得によって2割・3割になります。

	単位数	費用額 (10割)	利用負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護 I 2（30分未満）	451単位	4,699円	470円	940円	1,410円
訪問看護 I 3（30分以上60分未満）	794単位	8,273円	828円	1,655円	2,482円
訪問看護 I 4（60分以上90分未満）	1,090単位	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
* 訪問看護 I 5（1回20分×2）	568単位	5,918円	592円	1,184円	1,776円
看護体制強化加算	100単位	1,042円	105円	209円	313円
サービス体制強化加算 （訪問1回につき算定）	6単位	62円	7円	13円	19円

○夜間（18：00～22：00）または早期（6：00～8：00）の訪問の場合 上記単位数の25%増

○深夜（22：00～6：00）の訪問の場合 上記単位数の50%増

\* 理学療法士・作業療法士による訪問

・ 理学療法士・作業療法士による訪問看護を1日に2回を超えて実施する場合（60分/1日）

上記単位数の90/100

・ 理学療法士・作業療法士による訪問予防看護を1日に2回を超えて実施する場合（60分/1日）

上記単位数の50/100

・ 理学療法士・作業療法士による訪問予防看護を利用開始から12月を超えて利用する場合

5単位減/1回

<病状によって下記の料金が加算されます>

	1回につき	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
特別管理加算 (1月につき)	(Ⅰ) 500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
	(Ⅱ) 250単位	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算 (死亡月につき)	2,500単位	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
複数名訪問加算(Ⅰ) (30分未満)	254単位	2,646円	265円	530円	794円
複数名訪問加算(Ⅰ) (30分以上)	402単位	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問加算(Ⅱ) (30分未満)	201単位	2,094円	210円	419円	629円
複数名訪問加算(Ⅱ) (30分以上)	317単位	3,303円	331円	661円	991円
長時間訪問加算 (所要時間の1時間30分を 超えた場合)	300単位	3,126円	313円	626円	938円
初回加算(Ⅰ) 病院等から退院した日	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算(Ⅱ) 病院等から退院した翌日以 降	300単位	3,126円	313円	626円	938円
緊急時訪問看護加算	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
退院時共同指導加算	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
口腔連携強化加算	50単位	521円	53円	106円	159円

<保険適用外項目>

エンジェルケア代(永眠時の処置代)	15,000円(全額自己負担)
薬配達(緊急を要する時のみ)	1回500円(全額自己負担)

※永眠時、ご家族様等のご希望により処置を承ります。ご希望の場合はお申し付けください。  
※お薬代はご自身又はご家族で薬局にお支払いください。

<キャンセル料>

利用者様の都合によりサービスを中止場合はキャンセル料をいただきます。  
但し、利用者様の病状の急変時、緊急ややむを得ない事情がある場合は不要です。

- ・前日までのキャンセル：無料
- ・当日のキャンセル：利用料自己負担分の100%